



子を有するアラルキル基から選ばれる同一または異なる基を示し、これらの基は、必要に応じて、ヘテロ原子によって遮断され得るかおよび/または置換され得；

・R<sub>3</sub>およびR<sub>4</sub>は、個々に、水素或いは1～20個の炭素原子を有するアルキル基、5～24個の炭素原子を有するシクロアルキル基、6～30個の炭素原子を有するアリール基または7～25個の炭素原子を有するアラルキル基から選ばれる同一または異なる基を示し、これらの基は、必要に応じて、ヘテロ原子によって遮断され得るかおよび/または置換され得；

・Aは、必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じて置換されている少なくとも2個の炭素原子を含む炭化水素基を示す)。

【請求項3】

R<sub>1</sub>およびR<sub>2</sub>が、個々に、1～12個の炭素原子を有するアルキル基、5～8個の炭素原子を有するシクロアルキル基、6～24個の炭素原子を有するアリール基または7～13個の炭素原子を有するアラルキル基から選ばれる同一または異なる基を示し、これらの基は、必要に応じて置換され得る、請求項2記載のゴム組成物。

【請求項4】

R<sub>3</sub>およびR<sub>4</sub>が、個々に、水素或いは1～12個の炭素原子を有するアルキル基、5～8個の炭素原子を有するシクロアルキル基、6～24個の炭素原子を有するアリール基または7～13個の炭素原子を有するアラルキル基から選ばれる同一または異なる基を示し、これらの基は、必要に応じて置換され得る、請求項2または3記載のゴム組成物。

【請求項5】

Aが、必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じて置換されている2～18個の炭素原子を含む炭化水素基を示す、請求項2～4のいずれか1項記載のゴム組成物。

【請求項6】

Aが、2～18個の炭素原子を含み、必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じて置換されているアルキレンまたはシクロアルキレン基、或いは8～18個の炭素原子を含み、必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じて置換されているアラルキレンを示し；必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じてヘテロ原子によって遮断され、さらに、必要に応じて置換されている前記アルキレンまたはアラルキレン炭素鎖においては、炭素原子間に二重または三重結合が存在し得る、請求項5記載のゴム組成物。

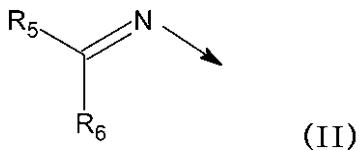
【請求項7】

R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>、R<sub>3</sub>、R<sub>4</sub>およびA基の少なくとも1つが、アルキル、シクロアルキルアルキル、アリール、アラルキル、ヒドロキシリル、アルコキシ、アミノ、カルボキシリルおよびカルボニル基から選ばれる少なくとも1個の基によって置換されている、請求項2～6のいずれか1項記載のゴム組成物。

【請求項8】

Aが、下記の式(II)の1個以上のイミン単位によって、および/またはアルキル、シクロアルキル、シクロアルキルアルキルまたはアラルキル基から選ばれ、これらの基自体が下記の式(II)の1個以上のイミン単位で置換されている1個以上の基によって、置換されている、請求項2～7のいずれか1項記載のゴム組成物：

【化2】



(式中、R<sub>5</sub>は、R<sub>1</sub>およびR<sub>2</sub>を前記で定義したように定義され；R<sub>6</sub>は、R<sub>3</sub>およびR<sub>4</sub>を前記で定義したように定義され；矢印は、式(II)の1種以上の基とこれらの基を担持する原子との結合点を示す)。

【請求項9】

基Aが、置換されていない、請求項2～7のいずれか1項記載のゴム組成物。

**【請求項 1 0】**

$R_1$ 、 $R_2$ 、 $R_3$ 、 $R_4$ およびA基が、置換されていない、請求項2～6のいずれか1項記載のゴム組成物。

**【請求項 1 1】**

前記ポリイミン硬化剤が、ポリアルジミン又はポリケチミンである、請求項1～1 0のいずれか1項記載のゴム組成物。

**【請求項 1 2】**

請求項1～1 1のいずれか1項記載のゴム組成物を含むタイヤ。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0 0 0 8】**

従って、本発明の第1の主題は、少なくとも1種のジエンエラストマー、補強用充填剤、架橋系、1～20phrの範囲内の含有量のエポキシ樹脂、および0.2～15phrの範囲内の含有量のポリイミン硬化剤をベースとすることを特徴とするゴム組成物に関する。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0 0 3 0】****II. 発明を実施する条件**

本発明に従うゴム組成物は、少なくとも1種のジエンエラストマー、補強用充填剤、架橋系、1～20phrの範囲内の含有量のエポキシ樹脂、および0.2～15phrの範囲内の含有量のポリイミン硬化剤をベースとする。